資料１

専決処分の承認を求めるについて

（春日部市国民健康保険税条例等の一部改正）

１　条例改正の背景

地方税法施行令等の改正に伴い、関係法令との整合性を図るため、春日部市国民健康保険税条例の規定の一部を改正したものです。

＊地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和８年政令第８３号）

２　条例改正の目的

国民健康保険税の減額の規定等を改正することを目的としたものです。

３　条例の概要（改正内容）

第１条（春日部市国民健康保険税条例の一部改正）

（１）国民健康保険税の均等割軽減措置の拡充（第２１条第１項）

①　５割軽減対象の拡充

軽減対象となる所得基準額算定において、被保険者１人当たりの所得を３０万５，０００円から３１万円に引き上げた。

②　２割軽減対象の拡充

軽減対象となる所得基準額算定において、被保険者１人当たりの所得を５６万円から５７万円に引き上げた。

（２）子ども・子育て支援納付金に係る均等割額等の軽減制度の創設（第２１条）

①　低所得世帯の均等割額・18 歳以上均等割額の軽減（第１項）（裏面表１）

②　未就学児の均等割額の軽減（第２項）（裏面表２）

③　出産被保険者の所得割額・均等割額・18 歳以上均等割額の軽減（第３項）

④　18 歳未満被保険者に係る均等割額の全額軽減（第４項）

第２条（春日部市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部改正）

（３）子ども・子育て支援納付金の課税限度額（３万円）の創設

（第３条第５項、第２１条第１項）

４　条例改正による影響、効果

国民健康保険税の軽減判定所得基準額の見直しや、子ども・子育て支援納付金制度に係る軽減制度の創設により、国民健康保険の被保険者間の保険税負担の公平性の確保や、低所得層の保険税負担の軽減を図るものです。

５　施行期日

令和８年４月１日から施行する。ただし、第２条の規定は公布の日から施行する。

表１

低所得世帯均等割額の軽減額

改正後			改正前		
子ども・子育て支援納付金分	７割軽減	1,050円	子ども・子育て支援納付金分	７割軽減	―
	５割軽減	750円		５割軽減	―
	２割軽減	300円		２割軽減	―
子ども・子育て支援納付金分（１８歳以上）	７割軽減	70円	子ども・子育て支援納付金分（１８歳以上）	７割軽減	―
	５割軽減	50円		５割軽減	―
	２割軽減	20円		２割軽減	―

表２

未就学児均等割額の軽減額

改正後			改正前		
子ども・子育て支援納付金分	７割軽減	225円	子ども・子育て支援納付金分	７割軽減	―
	５割軽減	375円		５割軽減	―
	２割軽減	600円		２割軽減	―
	軽減なし	750円		軽減なし	―

※低所得世帯均等割軽減が対象の場合、均等割7・5・2割減額後の均等割額を5割減額します。